

中医協情報フラッシュ

共通改正項目 答申スペシャル

2024年2月21日配信

監修：チーム医療推進協議会 元代表 北村善明

PDF版資料のダウンロード



中医協1月報

meiji

中医協情報フラッシュ

内科

2024年1月17日配信

監修:チーム医療推進協議会 元代表 北村善明

資料:「中医協総会」(厚生労働省)(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-chuo.html?tid=128154>)を加工して作成

(2024年1月17日掲載)

PDF版はこちら (会員登録が必要です)

CLICK

Meiji Medical Netに
会員登録いただくことで
ご紹介させていただく資料の
ダウンロードができます。

是非、ご利用ください。



新規会員登録はMeiji Medical Net
トップ画面より新規会員登録ができます

<https://med.meiji-seika-pharma.co.jp/Input.html>

(新規会員登録ページ)

本チャプターで紹介する主な項目①

項 目

初診料

時間外対応加算

一般名処方加算

外来後発医薬品使用体制加算

再診料

生活習慣病管理料

後発医薬品使用体制加算

薬剤情報提供料

初再診料等の評価の見直し①

具体的な内容

外来診療における標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要となったこと、職員の賃上げを実施すること等の観点から、初診料を3点、再診料を2点引き上げる。

【初診料】	改正後	改正前
初診料	291点	288点
(情報通信機器を用いた場合)	253点	251点
(紹介のない場合)	216点	214点
(紹介のない場合・情報通信機器を用いた場合)	188点	186点
(妥結率が低い場合)	216点	214点
(妥結率が低い場合・情報通信機器を用いた場合)	188点	186点
(同一日2科目)	146点	144点
(同一日2科目・情報通信機器を用いた場合)	127点	125点
(同一日2科目・紹介のない場合)	108点	107点

初再診料等の評価の見直し②

【初診料】	改正後	改正前
(同一日2科目・紹介のない場合・情報通信機器を用いた場合)	94点	93点
(同一日2科目・妥結率が低い場合)	108点	107点
(同一日2科目・妥結率が低い場合・情報通信機器を用いた場合)	94点	93点

【再診料】	改正後	改正前
再診料	75点	73点
(情報通信機器を用いた場合)	75点	73点
(妥結率が低い場合)	55点	54点
(同一日2科目)	38点	37点
(同一日2科目・妥結率が低い場合)	28点	27点

時間外対応加算の見直し①

具体的な内容

時間外対応加算について、多様な在り方を考慮した評価体系に見直す観点から、時間外の電話対応等に常時対応できる体制として、非常勤職員等が対応し、医師に連絡した上で、当該医師が電話等を受けて対応できる体制の評価を新設する。

改正後			改正前		
イ	時間外対応加算 1	5 点	イ	時間外対応加算 1	5 点
ロ	時間外対応加算 2	4 点	(新設)		
ハ	時間外対応加算 3	3 点	ロ	時間外対応加算 2	3 点
ニ	時間外対応加算 4	1 点	ハ	時間外対応加算 3	1 点

時間外対応加算の見直し②

[施設基準]

(1) 時間外対応加算 1 の施設基準

当該診療所の常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、常時対応できる体制がとられていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、常時対応できる体制がとられている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

(2) 時間外対応加算 2 の施設基準

診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、診療所の非常勤の医師、看護職員又は事務職員等が、常時、電話等により対応できる体制がとられていること。また、必要に応じて診療録を閲覧することができる体制及びやむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかに患者にコールバックすることができる体制がとられていること。

(3) 時間外対応加算 3 の施設基準

当該診療所の常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、対応できる体制がとられていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、標榜時間外の夜間の数時間において対応できる体制がとられている場合には、当該基準を満たしていると見なすことができる。

医療 DX及び医薬品の安定供給に資する 取組の推進に伴う処方等に係る評価の再編①

具体的な内容

- 1 一般名処方加算について、医薬品の供給不足等の場合における治療計画の見直し等に対応できる体制の整備並びに患者への説明及び院内掲示にかかる要件を設けるとともに、評価を見直す。

改正後	改正前
<p>処方箋料 [算定要件] 保険医療機関において、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。</p> <p>イ 一般名処方加算 1 10点 ロ 一般名処方加算 2 8点</p> <p>[施設基準] (1)一般名処方の趣旨をを患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 (2) (1)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</p>	<p>処方箋料 [算定要件] 保険医療機関において、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。</p> <p>イ 一般名処方加算 1 7点 ロ 一般名処方加算 2 5点</p> <p>(新設)</p>

医療 DX及び医薬品の安定供給に資する 取組の推進に伴う処方等に係る評価の再編②

具体的な内容

- 2 後発医薬品使用体制加算及び外来後発医薬品使用体制加算について、**医薬品の供給が不足等**した場合における治療計画の見直し等に対応できる体制の整備並びに**患者への説明及び院内掲示**にかかる要件を設けるとともに、評価を見直す。

改正後	改正前
<p>【後発医薬品使用体制加算】</p> <p>1 後発医薬品使用体制加算 1 87点</p> <p>2 後発医薬品使用体制加算 2 82点</p> <p>3 後発医薬品使用体制加算 3 77点</p> <p>【外来後発医薬品使用体制加算】</p> <p>イ 外来後発医薬品使用体制加算 1 8点</p> <p>ロ 外来後発医薬品使用体制加算 2 7点</p> <p>ハ 外来後発医薬品使用体制加算 3 5点</p>	<p>【後発医薬品使用体制加算】</p> <p>1 後発医薬品使用体制加算 1 47点</p> <p>2 後発医薬品使用体制加算 2 42点</p> <p>3 後発医薬品使用体制加算 3 37点</p> <p>【外来後発医薬品使用体制加算】</p> <p>イ 外来後発医薬品使用体制加算 1 5点</p> <p>ロ 外来後発医薬品使用体制加算 2 4点</p> <p>ハ 外来後発医薬品使用体制加算 3 2点</p>

医療 DX及び医薬品の安定供給に資する 取組の推進に伴う処方等に係る評価の再編③

具体的な内容

- 3 医療DXの推進による効率的な処方体系の整備が進められていること並びに一般名処方加算、後発医薬品使用体制加算及び外来後発医薬品使用体制加算の見直しに伴い、**薬剤情報提供料及び処方箋料の点数**を見直す。

改正後	改正前
<p>【薬剤情報提供料】 薬剤情報提供料 4点</p> <p>【処方箋料】</p> <p>1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合 20点</p>	<p>【薬剤情報提供料】 薬剤情報提供料 10点</p> <p>【処方箋料】</p> <p>1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合 28点</p>

医療 DX及び医薬品の安定供給に資する 取組の推進に伴う処方等に係る評価の再編④

改正後	改正前
<p>2 1 以外の場合であって、7種類以上の内服薬の薬を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合 32点</p> <p>3 1 及び 2 以外の場合 60点</p>	<p>2 1 以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合 40点</p> <p>3 1 及び 2 以外の場合 68点</p>

具体的な内容

- 4 いわゆる湿布薬の処方枚数制限の規定に関して、該当品目の承認状況を踏まえ、「湿布薬」の用語を「貼付剤」に見直す。

長期収載品の保険給付の在り方の見直し①

具体的な内容

- 1 長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして、選定療養の仕組みを導入し、後発医薬品の上市後5年以上経過したもの又は後発医薬品の置換率が50%以上となった長期収載品を対象に、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までを保険給付の対象とする。
- 2 医療上の必要性があると認められる場合（例：医療上の必要性により医師が銘柄名処方（後発品への変更不可）をした場合）や、後発医薬品を提供することが困難な場合（例：薬局に後発医薬品の在庫が無い場合）については、選定療養とはせず、引き続き、保険給付の対象とする。

長期収載品の保険給付の在り方の見直し②

具体的な内容

- 3 長期収載品は、**準先発品を含むこととし、バイオ医薬品は対象外とする**。また、後発医薬品への置換率が極めて低い場合（**置換率が1%未満**）である長期収載品は、上市後5年以上経過したものであっても、後発医薬品を提供することが困難な場合に該当することから、**対象外とする**。
- 4 あわせて、次のような対応を行う。
 - ・長期収載品の投与に係る特別の料金その他必要な事項を当該保険医療機関及び当該保険薬局内の**見やすい場所に掲示**しなければならないものとする。
 - ・医療上の必要性があると認められる場合について、処方等の段階で明確になるよう、**処方箋様式を改正**する。

[施行日等]

令和6年10月1日から施行・適用する。

医薬品取引状況に係る報告の見直し

具体的な内容

医療用医薬品の**適正な流通取引**が行われる環境を整備するため、今般改訂される**流通改善ガイドライン**を踏まえ、現在報告を求めている医療用医薬品の**単品単価契約率及び一律値引き契約に係る状況**に代えて、**取引に係る状況の報告を求めるとともに**、流通改善ガイドラインを踏まえた流通改善に関する取組状況について報告を求めることとする。なお、流通改善ガイドラインは本年度中に改訂予定であり、現在示されている改訂案に基づき報告内容を見直すものである。

上記の改正に伴い、「**妥結率等に係る報告書**」における報告事項については、**妥結率**のほか、現行の報告書で求めている**単品単価契約率、一律値引き契約の状況**に代えて、以下の事項の報告を求めることとする。

- **医薬品取引に係る状況（報告の前年度の医薬品取引の状況も含む。）**
- **医療用医薬品の流通改善に向けた取組（流通改善ガイドラインの改訂内容に基づく主な取組事項の確認）**

入院時の食費の基準の見直し

具体的な内容

入院時食事療養（Ⅰ）・（Ⅱ）の費用の額及び入院時生活療養（Ⅰ）・（Ⅱ）のうち食事の提供たる療養の費用の額について、それぞれ**1食当たり30円引き上げる**。

改正後	改正前
食事療養 1 入院時食事療養（Ⅰ）（1食につき） (1) (2)以外の食事療養を行う場合 670円 (2) 流動食のみを提供する場合 605円 2 入院時食事療養（Ⅱ）（1食につき） (1) (2)以外の食事療養を行う場合 536円 (2) 流動食のみを提供する場合 490円 1 入院時生活療養（Ⅰ） イ □以外の食事の提供たる療養を行う場合 584円 □ 流動食のみを提供する場合 530円 2 入院時生活療養（Ⅱ） 食事の提供たる療養（1食につき） 450円	食事療養 1 入院時食事療養（Ⅰ）（1食につき） (1) (2)以外の食事療養を行う場合 640円 (2) 流動食のみを提供する場合 575円 2 入院時食事療養（Ⅱ）（1食につき） (1) (2)以外の食事療養を行う場合 506円 (2) 流動食のみを提供する場合 460円 1 入院時生活療養（Ⅰ） イ □以外の食事の提供たる療養を行う場合 554円 □ 流動食のみを提供する場合 500円 2 入院時生活療養（Ⅱ） 食事の提供たる療養（1食につき） 420円

医療機関における明細書発行の推進

具体的な内容

診療所（医科・歯科）における明細書無料発行の免除規定について、標準型レセコンの提供等により、全ての医療機関において明細書の発行が可能になった時期を目処として廃止する。

改正後	改正前
「 正当な理由 」については、 令和10年以降 の標準型レセプトコンピュータ提供が実施される時期を目途に 廃止する予定である ことに留意すること。	(新設)

PDF版資料のダウンロード



Meiji Medical Netに
会員登録いただくことで
ご紹介させていただく資料の
ダウンロードができます。

是非、ご利用ください。



新規会員登録はMeiji Medical Net
トップ画面より新規会員登録ができます

<https://med.meiji-seika-pharma.co.jp/Input.html>

(新規会員登録ページ)